

公益財団法人砺波市スポーツ協会表彰規程

(平成4年11月16日 規程第7号)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人砺波市スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項第7号の規定に基づくスポーツ功労者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 本協会は、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人を表彰する。

- (1) 多年にわたり本市のスポーツの向上又は本協会の発展に貢献し、その功績が特に顕著と見られるもの
- (2) 本市のスポーツの向上に尽力し、その成績が特に優秀なもの
- (3) その他表彰することが適当と認められるもの

2 前項第1号に該当する団体又は個人に対しては、感謝状を贈ることができる。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を贈る。

2 感謝状を贈る場合には、記念品を添えることができる。

(追彰)

第4条 表彰される人が、その表彰前に死亡したときは、追彰することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、**砺波市民スポーツ大会**夏季大会開会式の日に行う。ただし、必要な場合は随時行うことができる。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人砺波市体育協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月11日から施行し、改正後の公益財団法人砺波市スポーツ協会事務局の組織及び運営に関する規程の一部改正については、令和

6年11月25日から適用する。